

千葉県告示第578号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和5年9月22日付千葉県告示第783号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の一部について指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により告示します。（指定番号 指-64）

また、土壤汚染対策法第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）について、区域の追加指定を行うので、同法第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指-65）

令和8年6月24日

千葉市長 神谷 俊一

1 要措置区域の指定の解除について

(1) 指定を解除する区域

ア 指-64 要措置区域の一部

千葉市中央区新町324番1の一部、324番3の一部（別図1、2のとおり）

(2) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ア 指-64 鉛及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ア 指-64 なし

2 形質変更時要届出区域の追加指定について

(1) 指定の追加を行う区域

ア 指-65 形質変更時要届出区域

千葉市中央区新町324番1の一部、324番3の一部（別図1、3のとおり）

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

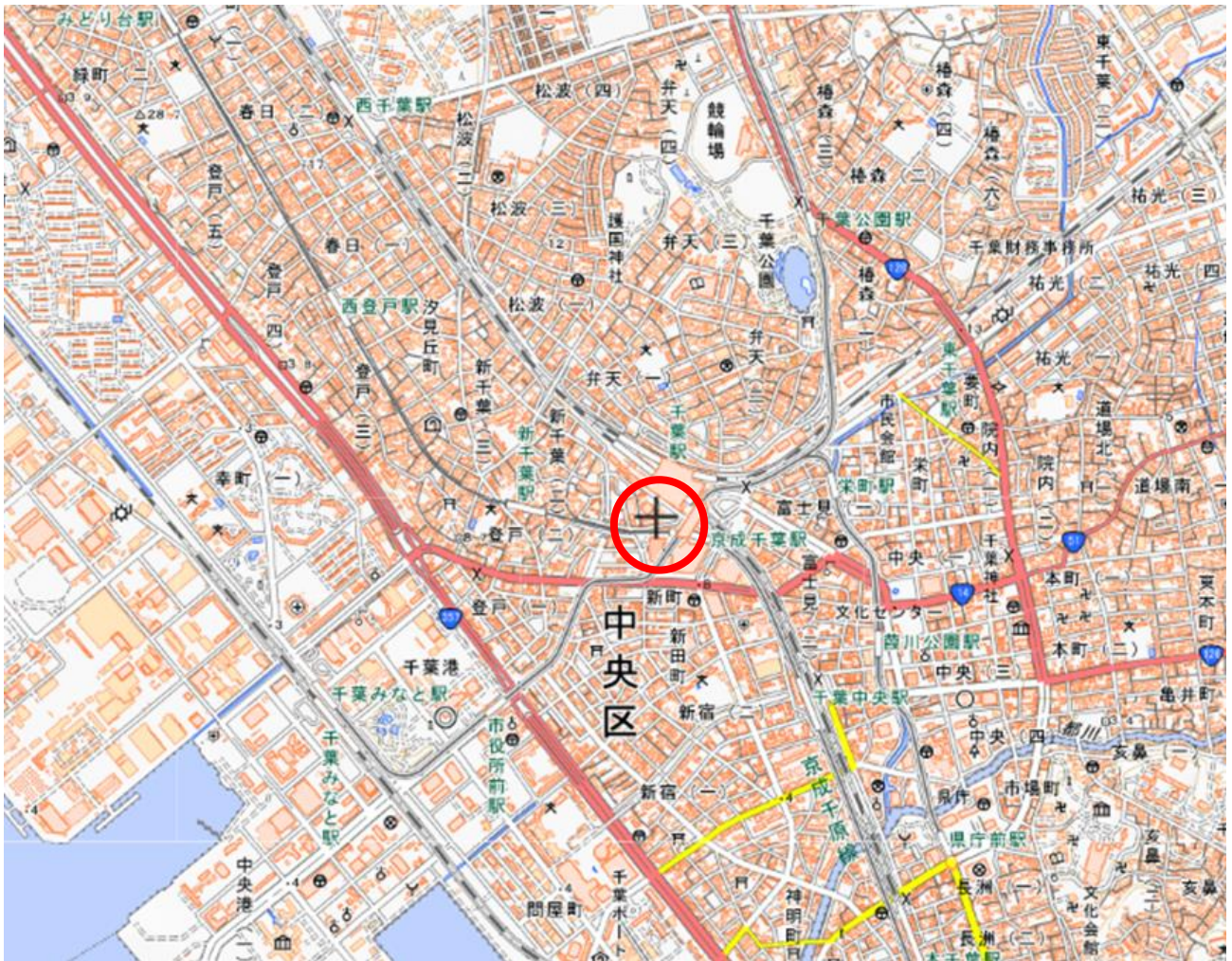
ア 指-65 鉛及びその化合物

(3) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ア 指-65 なし

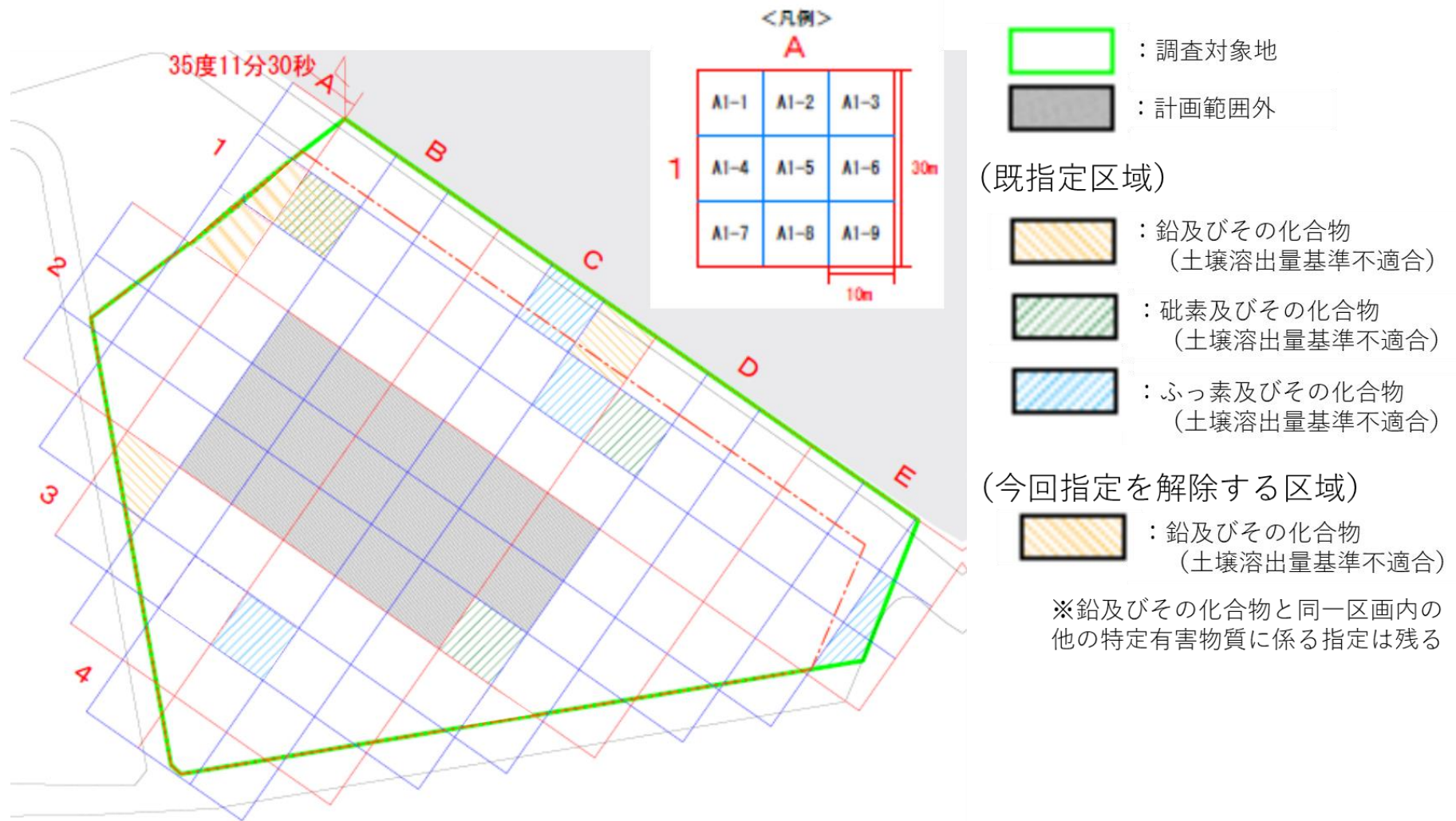
3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染調査結果報告書（地下水流向の報告）

別図1

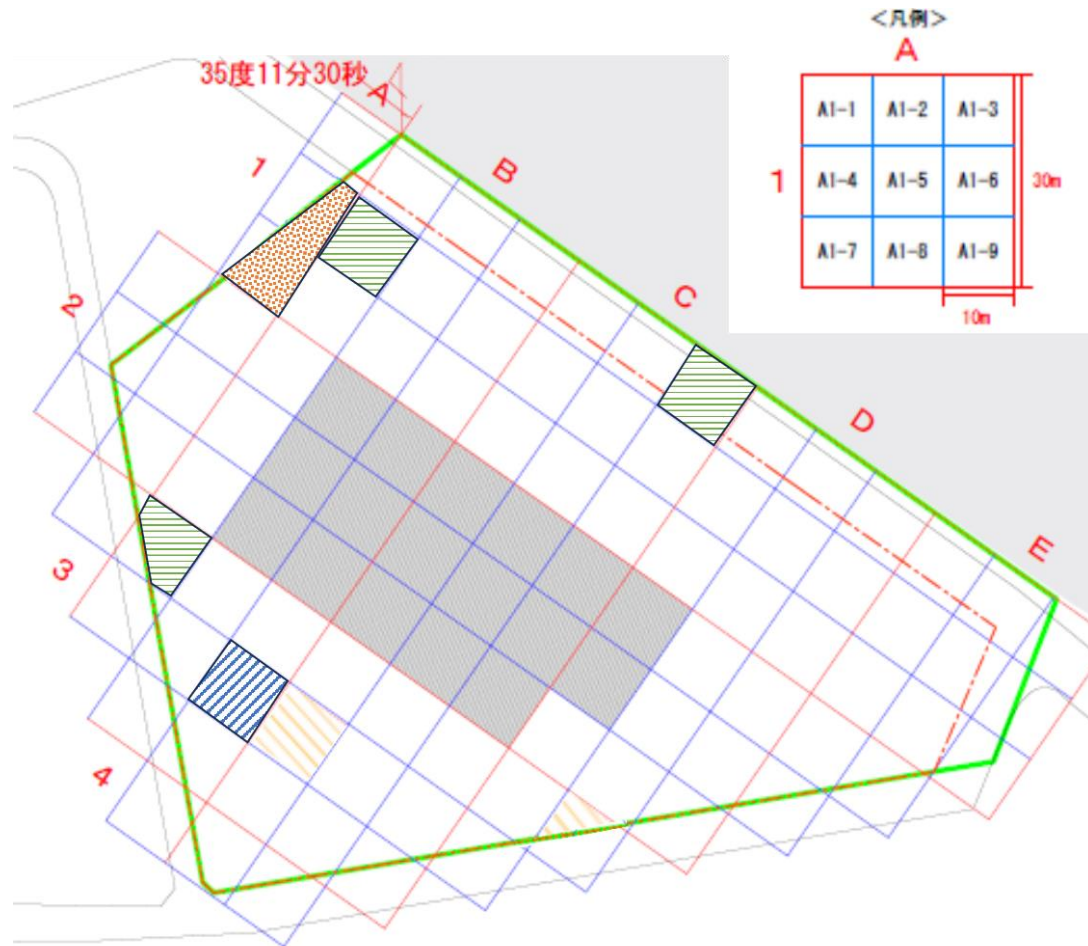


申請に関わる土地の周辺の地図（出典：地理院地図、国土交通省）

別図2



別図3



: 調査対象地

: 計画範囲外

(既指定区域)

: 鉛及びその化合物
(土壤溶出量基準不適合)

: 鉛及びその化合物
(土壤溶出量及び土壤含有量基準不適合)

(今回指定を追加する区域)

: 鉛及びその化合物 (既指定物質)
(土壤含有量基準不適合)
鉛及びその化合物 (追加指定物質)
(土壤溶出量基準不適合)

: 鉛及びその化合物
(土壤溶出量基準不適合)